

公益通報者保護法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

政府がこの法律の施行後三年を目途として検討を加える対象として、公益通報をしたことを理由とする公益通報者に対する不利益な取扱いの「裁判手続における請求の取扱い」を明記すること。

(改正法附則第五条関係)